

勝浦町定住促進賃貸住宅家賃助成金交付要綱

令和8年4月1日
勝浦町告示第54号

勝浦町定住促進賃貸住宅家賃助成金交付要綱（令和7年勝浦町告示第19号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この告示は、新婚世帯及び子育て世帯の町内定住を促進し、定住人口の増加を図るため、民間賃貸住宅の家賃の一部を助成することについて必要な事項を定めるとともに、その家賃助成の対象となる民間賃貸住宅の認定について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）認定住宅

勝浦町内にある民間賃貸住宅のうち、別表2で定める基準に適合し、家賃助成の対象として認定された民間賃貸住宅をいう。

（2）家賃

認定住宅の賃貸契約に定められた賃借料の月額をいう。

（3）定住

本町の住民基本台帳に登録され、かつ、5年以上継続して居住することをいう。

（4）事業者

町内に居住を目的とした民間賃貸住宅を整備し、所有者となる個人又は法人をいう。

（助成金の交付）

第3条 町長は、認定住宅に居住する対象世帯に対し、予算の範囲内において定住促進賃貸住宅家賃助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとする。

（助成対象者）

第4条 この助成金の交付を受けることのできる者（以下「助成対象者」という。）は次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

（1）勝浦町への定住を希望する者

（2）世帯全員が税金等の滞納をしていない。

（3）ほかの公的な住宅助成を受けていない。

（4）世帯全員が、勝浦町暴力団排除条例（平成24年勝浦町条例第13号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等でないこと。

（5）世帯構成が次のいずれかに該当する者

ア 当該年4月1日現在夫婦のいずれか一方が、45歳以下の夫婦世帯（以下「夫婦世帯」

という。)

イ 中学生以下の子供を含めた二人以上の世帯（以下「子育て世帯」という。）

（交付期間、助成金の額等）

第5条 助成金の交付期間は、交付決定された月（月の途中の場合は、決定日が属する月の翌月）から前条に掲げる要件に該当しなくなるまでの間とする。ただし、助成金の交付は1世帯3年を限度とする。

2 助成金の額は家賃から住宅手当その他家賃にかかる助成金等の額を減じて得た額の30%（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、20,000円を限度とする。ただし、夫婦世帯については、10,000円を限度とする。

（助成金の交付の申請）

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、毎年度、勝浦町定住促進賃貸住宅家賃助成金（変更）交付申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。ただし、申請が2回目以降であるときは、以下の書類の添付を省略することができる。

- (1) 当該認定住宅の賃貸借契約書の写し
- (2) 世帯全員の住民票の写し
- (3) 世帯全員の納税証明書
- (4) 住宅手当額等を証明する書類
- (5) その他町長が必要と認める書類

（助成金額の決定）

第7条 町長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、助成金の交付を決定したときは、勝浦町定住促進賃貸住宅家賃助成金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により通知する。

2 町長は、助成金の交付を決定するときは、申請者の世帯員の納税及び居住の実態等について必要な調査をすることができる。

（助成金の請求）

第8条 前条の規定による交付決定の通知を受けた助成対象者は、賃貸借契約に伴い所定の家賃等を支払い、勝浦町定住促進賃貸住宅家賃助成金請求書（様式第3号）にその領収書の写し又はそれに代わるものを添えて、町長に助成金の請求をしなければならない。

（助成金の交付）

第9条 町長は、前条の規定による請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、第5条第2項に規定するそれぞれの期の助成対象月分の助成金を当該期の最終月の翌月末日までに助成対象者に交付するものとする。

（届出の義務）

第10条 助成対象者は、申請した事項に変更が生じたときは、速やかに町長に届け出なければならない。

（状況の調査）

第 11 条 町長は、必要があると認めるときは、助成対象者に対し報告を求め、又は調査を行うことができる。

(交付資格の喪失)

第 12 条 町長は、助成対象者が認定住宅を退去し、若しくは契約の解除をしたとき、又は第 4 条に掲げる要件に該当しなくなったときは、その月分以降の助成金は交付しないものとする。

(決定の取消し)

第 13 条 町長は、助成対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 第 4 条各号に掲げる者に該当しなくなったとき。
- (3) 賃貸借契約を解除したとき。
- (4) その他、町長が相当の理由があると認めるとき。

2 町長は、前項の規定により助成金の交付の決定を取り消したときは、勝浦町定住促進賃貸住宅家賃助成金交付決定取消通知書（様式第 4 号）により助成対象者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第 14 条 町長は、前条第 1 項第 1 号の規定により助成金の交付を取り消したとき、又は、交付決定を受けた日から 60 か月以内に町外に転出したときは、別表 1 に定める額を当該助成対象者に対し、期限を定めて、返還を求めるものとする。

2 前項の規定における返還を求める補助金の額は、別表 1 のとおりとする。

3 町長は、前項の規定により助成金の返還請求をするときは、勝浦町定住促進賃貸住宅家賃助成金返還請求書（様式第 5 号）により行う。

4 前項の規定により助成金の返還の請求を受けた交付対象者は、当該助成金を町長が定める期限までに返還しなければならない。

(住宅の認定申請)

第 15 条 認定住宅として、認定を受けるため申請を行う民間賃貸住宅（以下「申請住宅」という。）を建築又は改築し、経営しようとする事業者は、別表 2 に定める基準に従い勝浦町定住促進賃貸住宅認定申請書（様式第 6 号）を町長に提出しなければならない。

(住宅の認定)

第 16 条 町長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、勝浦町定住促進賃貸住宅認定（不認定）通知書（様式第 7 号）により事業者に通知する。

(変更の届出)

第 17 条 事業者は認定住宅に変更があった場合は、遅滞なくその旨を勝浦町定住促進賃貸住宅認定事項変更届書（様式第 8 号）により、町長に申請しなければならない。

(認定の抹消)

第 18 条 町長は、認定住宅が次の各号のいずれかに該当する場合は、認定を抹消する。

- (1) 事業者から勝浦町定住促進賃貸住宅認定抹消届（様式第9号）の提出があった場合。
- (2) 市町村税等の滞納が発覚した場合。
- (3) 認定された内容に虚偽があることが判明した場合。

（報告の義務）

第19条 事業者は、助成対象者を入居させる場合は、町長に報告しなければならない。

（細則）

第20条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の日前に交付決定されたものについては、なお従前の例による。
- 3 この告示の施行の日前に勝浦町定住促進賃貸住宅整備基準（平成25年4月1日施行）により認定を受けている民間賃貸住宅については、この告示の相当規定に基づいてなされた認定住宅とみなす。

別表 1 (第 14 条関係)

取消事由	返還を求める補助金の額
第 13 条第 1 項第 1 号の規定により助成金の交付を取り消したとき	交付額の 100%
交付決定から 1 年未満で勝浦町外へ転出したとき。	交付額の 80%
交付決定から 1 年以上 3 年未満で勝浦町外へ転出したとき。	交付額の 50%
交付決定から 3 年以上 5 年未満で勝浦町外へ転出したとき。	交付額の 30%

別表 2 (第 15 条関係)

(資格基準)

第 15 条による申請を行う事業者は次の各号全ての基準を満たさなければならない。

- (1) 事業者は、暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員であってはならない。
- (2) 事業者に市町村税等の滞納がないこと。
- (3) 事業者が宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）第 4 条に規定する宗教法人でないこと。
- (4) 認定後、自身の経営する認定住宅で収入が発生した場合は、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）又は所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）により不動産賃貸による収入を申告すること。

(整備基準)

第 15 条による申請を行う申請住宅は次の各号すべての基準を満たさなければならない。

- (1) 住宅専用のもとし、店舗、事務所、その他居住の用以外の用途に供する部分と併用できる構造としてはならない。
- (2) 住戸は 2LDK 以上とし、浴室、玄関、トイレが完備されていること。
- (3) 全戸に普通車 2 台分以上の駐車場スペース設けなければならない。
- (4) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）その他関係法令の基準に適合していること。
- (5) 組立式仮設建築物やコンテナハウス等の簡易なものではないこと。
- (6) 簡易水道に接続し、農業集落排水又は合併処理浄化槽に接続しなければいけない。
- (7) 契約期間が 1 年以上の賃貸借契約を目的とした募集を行うこと。